桜川市防犯対策支援事業補助金

～申請の手引き～

桜川市

目　　次

Ⅰ　補助制度の概要・・・

Ⅰ　補助制度の概要

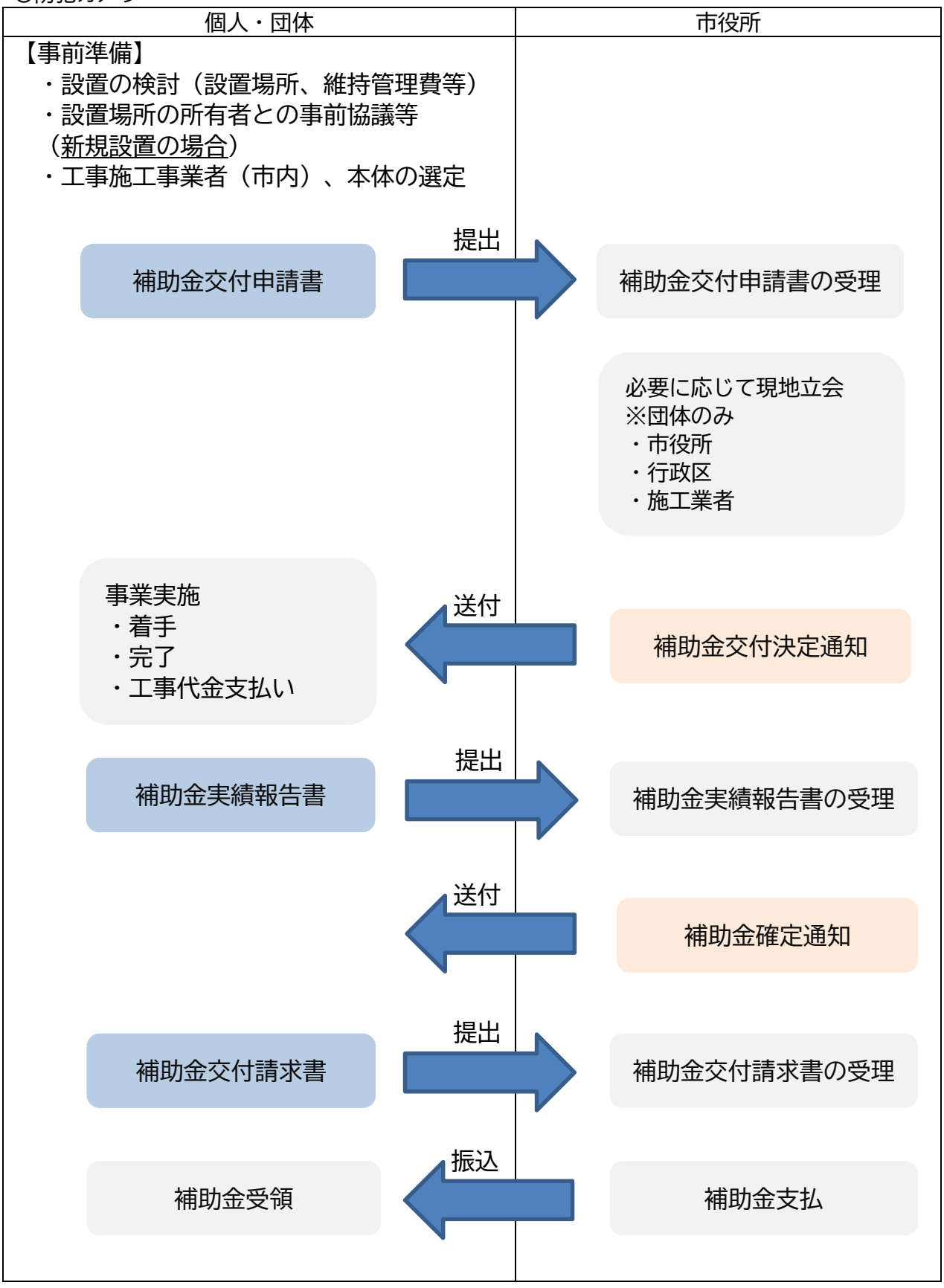
<table>
<tr><td>１．制度の目的</td><td>市民の防犯意識を高め、犯罪のない安心安全なまちづくりを推進するため防犯対策品の設置に要する経費の一部を助成します。</td></tr>
<tr><td>２．補助対象者</td><td>〇団体・・・行政区
〇個人・・・本市に住所を有しており、世帯全員が市税を滞納していない者

<table><tr><th>防犯対策品</th><th>補助対象者</th></tr><tr><td rowspan="2">防犯カメラ</td><td>団体</td></tr><tr><td>個人</td></tr><tr><td>防犯機能付電話機</td><td>個人</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>３．補助対象事業</td><td>防犯対策品を新規設置又は更新設置するものをいう。
ただし、防犯対策品の購入及び設置については市内の電気工事事業者等において行うものとする。
※ 新規設置：補助対象者が新たに設置を行うことをいう。
※ 更新設置：新規設置または更新設置の完了した日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年程度経過していることに加え、修繕のみでは機能を維持できないものについて更新することをいう。</td></tr>
<tr><td>４．補助対象経費</td><td>（１）防犯対策品（防犯カメラ、防犯機能付電話機）本体
（２）電源・配線等の電気工事一式に要する経費
（３）防犯カメラを構成する機器に要する経費　等</td></tr>
<tr><td>５．補助申請台数上限</td><td><table><tr><th>防犯対策品</th><th>補助対象者</th></tr><tr><td>防犯カメラ</td><td>・団体：２台/年
・個人：１回/世帯</td></tr><tr><td>防犯機能付電話機</td><td>１台/世帯</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>６．補助率等</td><td><table><tr><th>防犯対策品</th><th>補助金額・率</th><th>補助金額上限額</th></tr><tr><td>防犯カメラ</td><td rowspan="2">補助対象経費の 1/2</td><td>・団体：200,000 円
・個人：　20,000 円</td></tr><tr><td>防犯機能付電話機</td><td>5,000 円</td></tr></table></td></tr>
</table>

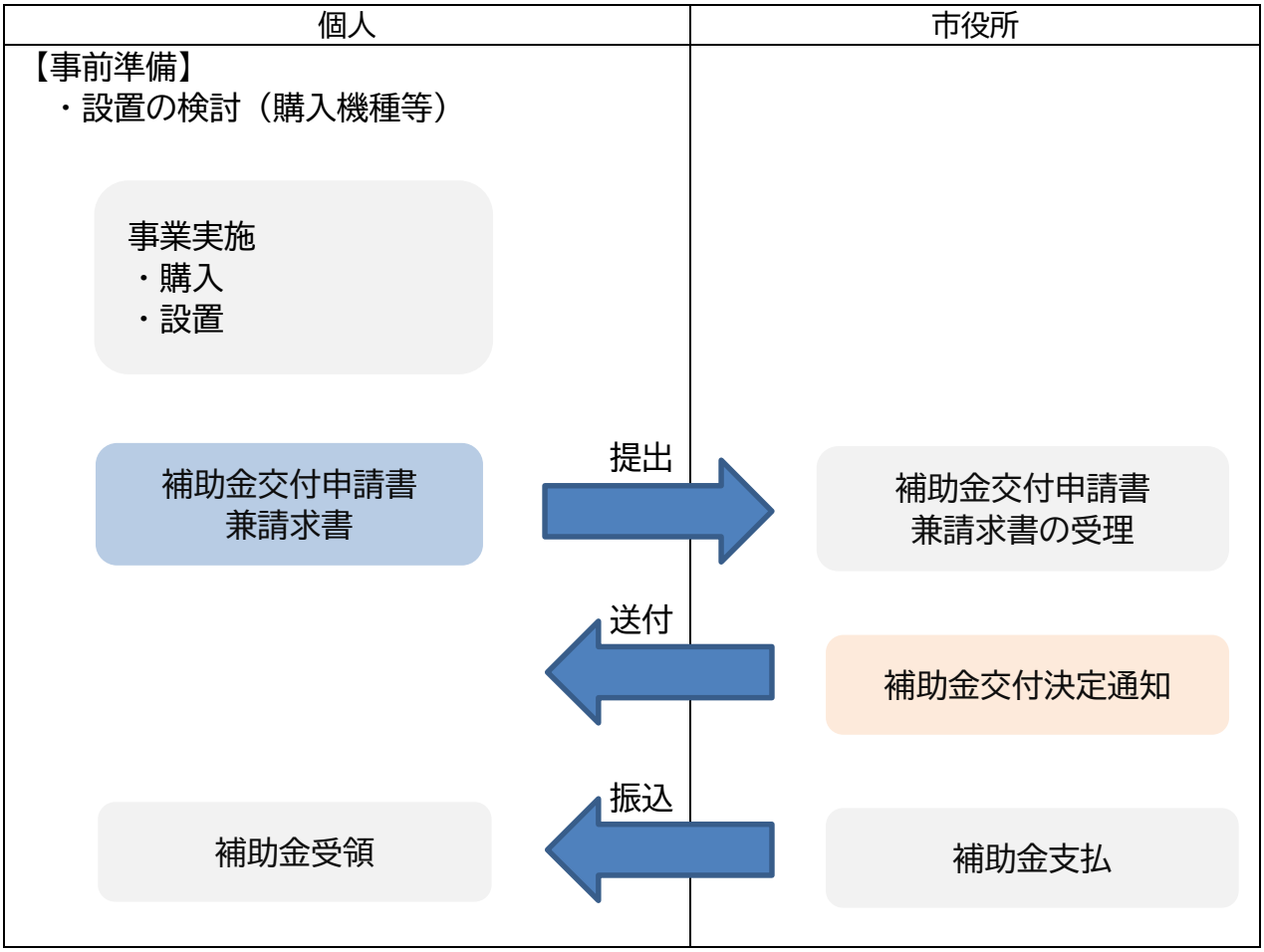
※補助額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

申請から補助金交付までの流れ

〇防犯カメラ



○防犯機能付電話機


個人
市役所
【事前準備】
・設置の検討（購入機種等）
事業実施
・購入
・設置
補助金交付申請書
兼請求書
提出
補助金交付申請書
兼請求書の受理
送付
補助金交付決定通知
振込
補助金受領
補助金支払

Ⅱ　防犯対策品の設置にあたり

防　犯　カ　メ　ラ

1　設置目的・場所・撮影範囲等の検討について

設置目的は、地域の安全安心への寄与です。道路・公園等又は自宅前・玄関前を撮影するもので、場所の選定にあたって、団体については、行政区の住民と十分協議し、また個人については、自己の住宅など必要最低限の範囲（原則、敷地内）での設置場所を決定してください。

また、設置場所の撮影範囲に含まれる住宅の所有者の方々の理解を十分に得ていただき、防犯カメラ設置後に同意を得たことを証する同意書の写しを提出してください。

2　資金計画・維持管理計画の検討について（団体で新規設置の場合のみ）

特に複数の防犯カメラを設置希望される場合は、防犯カメラ設置にかかる経費のうち、団体の負担分及び必要となる電気代や消耗品、修理代等の維持管理費さらには将来的な機器更新についての資金計画を立ててください。くれぐれも過度な負担が生じることのないよう団体の資金に見合った可能な範囲での設置をお願いします。

3　設置場所について

優先的に私有地への設置を検討していただき、私有地への設置が困難などやむを得ない場合は、道路等の行政財産への設置を検討してください。公有地等に設置する場合、各種申請手続き等で時間を要する場合がございますので、余裕を持ってご対応ください。

4　防犯カメラ本体の機能基準について

以下の機能を有するものを選定して下さい。

（１）有効画素数が約 200 万画素（フルハイビジョン（Full HD 画質））以上であること。

（２）撮影照度が 0lx 以上（赤外線白黒撮影）であること。

（３）1 日 24 時間稼働で夜間も人物が特定できること。

（４）画像記録媒体（SD カード等（1 台当たり 2 週間程度録画できるもの））を備え、外部記録媒体に画像が複写できること。

（５）防じん防水機能が IP65 以上であること。ただし、軒下等に設置する場合は、IP54 以上とする。

防犯機能付電話機

1　電話機の機種選定について

以下の機能を有するものを選定して下さい。

（１）【自動録音機能】：通話の内容を自動的に録音する機能又は相手に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行う機能を有するもの

（２）【着信自動切断機能】：被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する機能を有するもの

2　資金計画の検討について

特に多彩な機能が搭載された電話機の購入については、補助金上限額が５，０００円となっていますので、個人の負担分を考慮し購入をご検討ください。

Ⅲ　補助金交付申請の手続き必要な書類

防　犯　カ　メ　ラ

【設置工事施工前】 補助金交付申請	**桜川市防犯対策支援事業補助金交付申請書**（様式第１－１号） 以下の書類を添付してください。 ①防犯カメラ設置計画書（様式第２号） ②防犯カメラの購入費及び設置費用に係る見積書又は金額が分かるものの写し ③設置する防犯カメラの概要が分かる図面・カタログ等の写し ④防犯カメラ設置場所の位置図、現況写真及び撮影範囲について示したもの ⑤住民票謄本（個人が設置する場合のみ） ⑥完納証明書（個人が設置する場合のみ） ⑦土地所有者又は建物所有者の承諾書の写し（新たに専用柱を設置するもの又は建物に設置するものに限る。） ⑧自己の所有する住宅以外の住宅に居住している者が補助金の交付を受けて防犯カメラを設置しようとする場合は、当該住宅の所有者の承諾書の写し ⑨次に掲げる事項が規定されている防犯カメラ管理・運用規程（案）（団体で設置する場合のみ）※管理責任者・操作取扱者等の変更があった場合にはその都度提出をする。） （ア）設置目的の設定と目的外利用の禁止 （イ）設置場所、撮影範囲 （ウ）防犯カメラを設置している旨の表示 （エ）管理責任者及び操作取扱者の指定 （オ）設置者等の責務 （カ）撮影された画像等の適正な管理 （キ）撮影された画像等の提供の制限 （ク）秘密の保持 （ケ）保守点検等 （コ）問い合わせ、苦情等への対応 ⑩防犯カメラの管理・運用についての確約書（新規設置の場合のみ）※代表者・世帯主・管理責任者等の変更があった場合にはその都度提出をする。

【設置工事施工後】 補助金実績報告	**桜川市防犯対策支援事業補助金実績報告書**（様式第７号） 以下の書類を添付してください。 ①防犯カメラ設置実績書（様式第８号） ②防犯対策品設置経費の支出に係る証拠書類の写し ③防犯対策品設置後の現況写真 （防犯カメラ本体、録画装置、撮影範囲及び防犯カメラを設置している旨の表示が分かるもの） ④防犯カメラ管理・運用規程（団体のみ） ⑤防犯カメラの撮影範囲に付近の住宅等が含まれる場合は、当該住宅の所有者又は居住者との間で締結された同意書の写し
【補助金確定通知書到着後】 補助金交付請求	**桜川市防犯対策支援事業補助金交付請求書**（様式第１０号） 以下の書類を添付してください。 振込先の口座の通帳（口座番号が記載されている頁）の写し

※交付決定後に、申請に係る事項の変更又は補助事業の中止もしくは廃止をしようとするときは、桜川市防犯対策支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第５号）を提出のうえ、承認を受けてください。

防犯機能付電話機

【購入・設置後】 補助金交付申請	**桜川市防犯対策支援事業補助金交付申請書兼請求書**（様式第１－２号） 以下の書類を添付してください。 ①防犯機能付電話機の購入費係る領収書又はレシートの写し ②設置する防犯機能付電話機の概要が分かる図面・カタログ等の写し ③住民票謄本 ④完納証明書 ⑤振込先の口座の通帳（口座番号が記載されている頁）の写し

Ⅳ　維持管理

1　継続使用期間について

以下のとおりです。ただし、自然災害等で破損・故障した場合は、継続使用期間以内の更新設置も可能とします。

防犯対策品	継続使用期間
防犯カメラ	新規設置又は更新設置した日から、設置が完了した日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年間
防犯機能付電話機	

2　防犯カメラにおける設置・運用規程について（団体で新規設置の場合のみ）

〇防犯カメラ設置・運用規程

①規程の作成

補助金申請書提出時に（案）を提出してください。

※作成例（テンプレート）がありますので、活用してください。

②管理責任者・操作責任者の指定（別々の人で２名を指定）

Ⅰ　管理責任者･･･防犯カメラの適正な設置運用を図り、操作責任者に関する指導、監督をする者

Ⅱ　操作取扱者･･･カメラ本体や画像の取扱を行う者

③規程に沿った運用について

設置後は規程を遵守した管理・運用に心掛けてください。

3　防犯カメラにおける画像データの管理について

個人情報保護の観点から画像データが外部に漏洩することのないよう、慎重な管理をお願いします。

4　防犯カメラにおける画像データ等の外部提供について

防犯カメラ設置者は、設置目的を明確に定め、記録された画像データの目的外の利用又は提供をしないようご留意ください。ただし、下記に該当する場合はこの限りではありません。

（１）法令に基づく場合

（２）人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があると認められる場合

（３）捜査機関から犯罪捜査のため、情報提供を求められた場合

なお、市は防犯カメラの設置場所について、捜査機関へ設置場所等の位置情報を提供することとなっています。上記に該当する場合は迅速な対応をお願いします。